

2)地域福祉

【現況と課題】

本市では、これまで、社会福祉協議会と連携して、ふれあいのまちづくり事業やボランティア活動事業等の地域福祉活動を積極的に展開してきました。しかし、近年、要介護高齢者や重度の障がい者が増加する一方で、核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより家庭や地域を取り巻く環境が変化し、その相互援助機能が低下しています。

そのため、社会福祉に対する需要は質、量ともに増大し、その役割も大きくなると予測されることから、地域福祉の充実が求められています。

また、近年の福祉制度改革により、わが国の福祉施策は、市民一人ひとりが主体的に多様な福祉サービスを選択し、利用していく方向へと変わってきました。

そのため、一人ひとりの福祉ニーズに、きめ細かく対応していくためには、行政による取り組みのみでは不十分であり、各種の福祉活動に、地域や市民が自主的に、参加、協力する地域福祉の推進が必要です。

また、すべての人が安心と生きがいを持って生活できるように、地域のボランティア活動を広め、市民の福祉意識の高揚を図ることが重要です。また、行政のみならず、社会福祉協議会などの組織や団体、家庭や地域などが連携を強化するとともに、それぞれ役割を担い、福祉のまちづくりを目指した地域福祉体制を充実させていく必要があります。そのためには、市民一人ひとりの生涯を通じた保健・医療・福祉情報システムの一元化を図り、迅速かつ効率的な対応ができるような体制整備が望まれます。

■福祉ボランティア登録者数・団体数の状況

| 区分 | 登録者(人) | 団体数(団体) |
|--------|--------|---------|
| 平成13年度 | 1,697 | 60 |
| 平成14年度 | 1,768 | 61 |
| 平成15年度 | 1,883 | 69 |
| 平成16年度 | 2,209 | 74 |
| 平成17年度 | 2,234 | 81 |

資料：総社社会福祉協議会

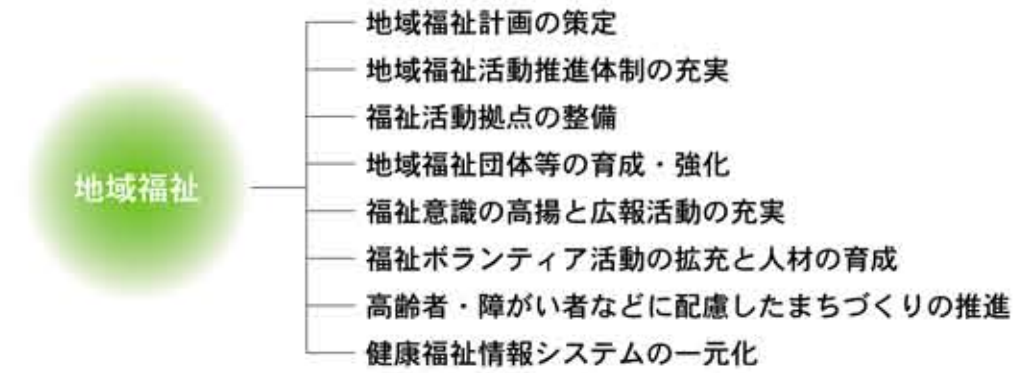
【基本方針】

すべての市民の人権が尊重され、地域のなかで支えあいながら、共に生きることができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、新しい時代にふさわしい地域福祉のネットワークの形成に努めます。

市民の福祉意識やボランティア意識の高揚、福祉教育の充実、社会福祉協議会への支援の充実等に努め、地域福祉体制の充実を図るとともに、福祉ボランティア登録者数2,500人を目指します。

高齢者や障がい者等に配慮した道路づくり、公共施設づくり等に努め、人にやさしいまちづくりを進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)地域福祉計画の策定

①総合的な地域福祉を推進するために、その活動推進の指針となる地域福祉計画を、地域や市民、行政が協働で策定します。

(2)地域福祉活動推進体制の充実

①保健・医療・福祉はもとより、教育機関や産業団体など幅広い関係機関との連携を強化し、地域ぐるみの福祉体制の強化を図るとともに、ふれあいのまちづくり事業や小地域福祉ネットワーク（見守りネットワーク）事業の充実を図り、全学的展開の実現に努めます。

②保健・福祉情報の提供体制の充実や保健・医療・福祉に総合的に対応できる体制整備、民生委員・児童委員などによる相談体制の強化などを図ります。

③総社ふれあいセンターや総合福祉センターなどの地域福祉活動の拠点機能を高めるとともに、身近な活動の拠点として地域集会所等のコミュニティ施設の有効活用を図ります。

④岡山県立大学との連携を強化し、地域福祉活動の実践のあり方などについて検討します。

(3)福祉活動拠点の整備

①福祉ボランティア団体や障がい者団体など各種福祉団体の活動の場となり、また、福祉関係の情報交流拠点となる福祉活動拠点の整備を進めます。

(4)地域福祉団体等の育成・強化

①地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の組織体制の強化及び活動の拡充を支援し、自立を促進します。

②各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携・相互支援体制の確立等を図って、各団体の自主的運営を促します。

③市民自ら組織するセルフヘルプ・グループの育成を促すとともに、グループの積極的活用を図ります。

(5)福祉意識の高揚と広報活動の充実

①幼児から高齢者に至る各世代の福祉意識の高揚を図るため、岡山県立大学や社会福祉協議会との連携や生涯学習活動などとの連携のもと、福祉講座の開催や小・中学校における活動内容の拡充など福祉教育の充実を図ります。

②広報体制の充実を図り、福祉に関する広報・PR活動の拡充に努めるとともに、啓発行事の開催などを通じて、市民の福祉意識の高揚を図ります。

(6)福祉ボランティア活動の拡充と人材の育成

①福祉ボランティアの拡充を図るため、社会福祉協議会とボランティア連絡協議会との相互連携により、人材・情報サービスの効果的な運用体制の強化に努めるとともに、交流や研修機会の充実に努めます。

②指導者やグループリーダーの養成と資質の向上を図って、ボランティア活動の内容充実を努めます。

③手話講座、要約筆記講座などにより、福祉の人材育成と確保に努めます。

(7)高齢者・障がい者などに配慮したまちづくりの推進

①高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して暮らせる生活環境の整備を進めるため、公共建物や道路、交通安全施設をはじめとする公共施設の改善・整備を進め、バリアフリー化を推進します。

(8)健康福祉情報システムの一元化

①市民一人ひとりの生涯を通じた保健・医療・福祉関連情報の一元的管理システム化を進めます。

②個人の健康管理情報については、個人情報保護法にのっとり、その保護と適正化に努めます。

【協働に向け期待される役割】

| | |
|------|---------------------------|
| 市民 | 地域福祉に対する理解、ボランティア活動への参加など |
| NPO等 | 福祉ボランティア活動のリードなど |
| 企業等 | 福祉ボランティア活動への参加など |
| 行政 | 地域福祉計画の策定、地域福祉活動推進体制の充実など |